

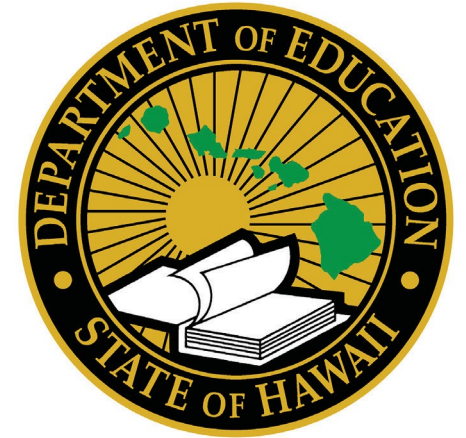
School-Based Medicaid Claiming Program

州および連邦法によりハワイ州教育局は個別教育計画（IEP）を通じて子どもに提供された医学上、教育上必要である健康関連サービスに対する連邦政府償還金を一部請求することができます。サービスは以下が含まれます。

- 評価は、IEPのプロセスの一環として必要に応じ決定されます。
- 物理療法
- 作業療法
- 聴覚サービス
- スピーチ言語療法
- 支援技術サービス
- 高度看護サービス
- 行動医学サービス

Med-QUESTは州のMedicaidプログラムであり、対象サービスの費用の一部を教育局に償還する場合があります。これは公立学校には連邦政府からの重要な資金源です。次の条件を満たす必要があります。

- 学校がMedicaid請求プログラムに請求することに対し保護者が同意していること。
- IEPを通じて子どもが医学上、教育上必要であると判断されたサービスであること。
- 生徒にMed-QUESTの加入資格があること。



School-Based Medicaid Claiming Program

Hawaii State Department of Education

Health Care Contracts &
Reimbursement

475 22nd Avenue

Honolulu, HI 96816

Phone: (808) 305-9787

Fax: (808) 733-9154

Email: HCCR@notes.k12.hi.us

SCHOOL-BASED MEDICAID CLAIMING PROGRAM

Hawaii State Department of Education
Health Care Contracts & Reimbursement

475 22nd Avenue, Honolulu, HI 96816

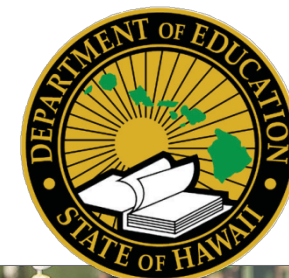
Phone: (808) 305-9787

Fax: (808) 733-9154

Email: HCCR@notes.k12.hi.us

The Hawaii State Department of Education's School-Based Medicaid Claiming Program

OVER VIEW AND ANNUAL NOTIFICATION FORM



個別障害者教育法 (IDEA) 34 CFR § 300.154(d)(2)(v) および 家庭教育権とプライバシー法 (FERPA) 24 CFR § 99に基づき、公的機関は、子どもまたは子どもの保護者・後見人 (以下保護者と言います) の公的給付を初めて請求する前に、保護者の一度限りの同意を得て、以降毎年同意を得るため通知書を子どもの保護者に送付しなければなりません。書面による通知には、保護者の権利がすべて説明されています。個別教育計画 (IEP) を通じて子どもが医学上、教育上必要であると判断されたサービスに対して償還金の一部を教育局が受け取るためにハワイ州教育局 (省) が保護者のまたは保護者の子どもの公的給付や保険 (Medicaid/Med-QUEST) に請求する前に、保護者が保護者の権利について十分理解していることを確認するために通知が送られます。

保護者には理解できる言語で通知を受ける権利があります。 教育局は、保護者の権利に関する通知を保護者に毎年通知しなければなりません。その通知書は、不可能である場合を除いては一般人にも理解できる保護者の母国語で書かれたものをいいます。

子どもの個人情報、保護者の同意なしでは、開示されません。 保護者が一度限りの同意書を教育局に提出した場合、子どもの個別教育計画(IEP)に含まれる個人情報 (例: 生徒の氏名、住所、生年月日、身分証明書番号、障害、サービス日時、サービスの種類) を、教育局が開示する場合があること、さらに、教育局は、IEPを通じて子どもが医学上、教育上必要であると判断されたサービスに対して連邦政府償還金の一部を請求することがあることを保護者が理解したとみなします。教育局は、当該サービスの支払いのために保護者または保護者の子どもの公的給付や保険を請求する場合があります。

保護者の子どもは、特別支援教育および関連サービスを無料で受ける権利があります。

個別障害者教育法 (IDEA) に基づいて教育局は資格のある子どもに無料の適切な公立教育 (FAPE) を提供する必要がありますが、子どもが無料の適切な公立教育 (FAPE) を受けるために Med-QUEST へ加入することを要請することはできません。

保護者が同意書に署名をしても、保護者の権利は以下の通り守られます。

- 保護者は、deductible (医療控除額)やco-pay(自己負担額)などの自己負担額を負担しない。
- 保護者の同意により、学校以外で子どもがサービスを必要とした場合、Med-QUESTが保障したであろうサービス料を負担することはない。
- 保護者の同意により、終身保障、またはその他の給付が減額されることはない。
- 保護者の同意により、保険料が増額したり、保険や給付停止になることはない。



• 保護者の同意により、医療費費用合計額に基づき自宅・地域社会でサービスを受ける資格を失うことはない。

保護者はいつでも同意を撤回することができます。 Med-QUESTに個人情報を開示することに保護者が同意した場合、保護者は家庭教育権とプライバシー法 (FERPA) によりいつでも同意を撤回する法的権利があります。

保護者が同意書に同意しない場合、または同意を撤回する場合でも、教育局は保護者に無料で必要なサービスを提供しなければなりません。 Med-QUESTに個人情報を開示しないと保護者が判断した場合、または同意を撤回した場合でも、教育局には子どもに必要なサービスが無料で提供されることを確認する義務が無くなるわけではありません。

一度限りの同意 教育局は、Med-QUEST に初めて請求する前に、保護者へ同意書を送付し、一度限りの同意を得なければなりません。保護者は、同意書を提出することで、教育局がMed-QUESTに請求することに同意し、保護者の権利を理解したとみなされます。

オンライン通知 保護者は、同意書に署名し日付を記入する必要があります。同意書は、書面または、オンラインの書式で提出できます。同意書をオンラインで提出する場合、電子署名と日時を記入し本人であることを示し、同意書の内容に同意することを明記してください。

毎年の通知 一度限りの同意を得た後、教育局は、障害のある生徒の保護者に、通知をそれ以降毎年送付しなければなりません。